

議案第 159 号

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例の改正について

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年前橋市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号に後段として次のように加える。

この場合において、土地の占用期間が 1 か月未満である場合の土地占用料の額は、1 か月として計算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

別表流水占用料（1 年につき）の項及び土地占用料（1 年につき）の項を次のように改める。

流水占用料（1 年につき）	鉱工業用水	毎秒 1 リットル	4,330 円
土地占用料（1 年につき）	農地	1 平方メートル	18 円
	宅地（敷地通路等）	1 平方メートル	営利用 250 円 非営利用 140 円
	第 1 種電柱	1 本	510 円
	第 2 種電柱	1 本	790 円
	第 3 種電柱	1 本	1,100 円
	第 1 種電話柱	1 本	460 円
	第 2 種電話柱	1 本	730 円
	第 3 種電話柱	1 本	1,000 円
	その他の柱類	1 本	46 円
	公衆電話所	1 個	910 円
	鉄塔敷	1 平方メートル	910 円
諸管	外径が 0.07 メートル未満のもの	1 メートル	19 円

埋設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル		27円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル		41円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル		55円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル		82円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル		110円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル		190円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル		270円	
	外径が1メートル以上のもの	1メートル		550円	
宅地（用途廃止申請物件）	1平方メートル	営利用	660円	非営利用	380円
日除け	1平方メートル	営利用	250円		
上空通路	1平方メートル	非営利用	140円		
看板	1平方メートル				
その他の工作物	1平方メートル				
その他	その都度市長が定める単位及び額				

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。